|  |
| --- |
| 〒《事業所郵便番号》 |
| 《事業所所在地１》 |
| 《事業所所在地２》 |
| 《事業所名》　管理者 様 |
| （定員数が18人以下の通所介護事業所） |

堺介事第 ２６８５ 号

平成２８年 ２月 ３日

堺市介護事業者課長

（公　印　省　略）

小規模な通所介護の地域密着型への移行について（通知）

平素から本市介護保険行政にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）」の規定により、平成28年度から地域密着型通所介護が創設されます。

それに伴い、居宅サービスとして行っていた通所介護のうち**平成28年3月31日時点で利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所**は、平成28年4月1日から地域密着型サービスである地域密着型通所介護へ移行されますので、お知らせいたします。

なお、平成28年3月31日時点で指定を受けている事業所は、地域密着型通所介護事業所として指定があったものとみなされるため、改めて指定申請をする必要はありません。

詳しくは裏面の留意事項及び下記ホームページをご確認ください。なお、ホームページについては順次追加していきますので随時確認を行うようにしてください。

記

『定員が18人以下の通所介護は、平成28年度から地域密着型通所介護へ移行されます』

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/jigyo/jigyosha/jigyokankei/tuukai\_18ika\_ikou.html

堺市トップページ ➡ 健康・福祉 ➡ 福祉・介護 ➡ 事業者向け情報 ➡ 介護事業 ➡ 居宅サービス事業・介護予防サービス事業・居宅介護支援 ➡ 「お知らせ」内の「通所介護事業に関するお知らせ」から『 **▶** 定員が18人以下の通所介護に関する平成28年度からの地域密着型通所介護への移行について 』をクリック

（担　当）

堺市長寿社会部介護事業者課

居宅事業者係

ＴＥＬ：０７２－２７５－６２３５

留意事項

◎サービス種類と介護給付費算定の考え方（平成28年3月31日時点で定員が18人以下の場合）

3月（平成27年度）までは、通常どおり『通所介護事業所』としてサービスを行い、「小規模型通所介護費」または「通常規模型通所介護費」で算定を行えます。

4月（平成28年度）以降は、『地域密着型通所介護事業所』としてサービスを行い、「地域密着型通所介護費」で算定を行うこととなります。

◎定員変更を行う場合の考え方

月途中での定員変更は認めておりませんので、必ず変更日を「○月１日」とし、変更日から10日以内に変更届を提出してください。

なお、提出の際は、事前に電話で日時の予約を行ったうえで来庁してください。

（例１）定員が15人の事業所で、平成28年度以降も通所介護事業所としてサービスを継続したいため、定員数を19人以上に変更することを検討している場合

・3月31日時点で定員数を19人以上に変更し終えている必要があるため、**3月1日付の変更届を、3月10日までに受理される必要があります**。

・変更日が4月1日以降の定員変更は、サービス種類が異なりますので認められません。また、**遡り（4月に届出をする等）での変更届は認められません**ので、十分ご注意ください（例２参照）。

（例２）定員が15人の事業所で、平成28年度以降（4月1日付含む）に定員変更を行う場合

・変更後の定員数が18人以下であれば変更届での対応が可能です。

・定員数を19人以上に増やす場合は、変更届ではなく、地域密着型通所介護の廃止届の提出と**通所介護の新規指定申請を行う必要があります**（4月1日指定の申請期間は、2月24日から3月4日までです）。

◎同法人が運営する定員19人以上の指定通所介護事業所のサテライトとなる場合等の考え方

サテライトの必要性について検討を行った結果、原則サテライト化は認めませんが、救済措置として3月1日付でのサテライト化のみ認めることとなりました。

なお、サテライト事業所と本体事業所との合算で規模を算定することとなりますのでご留意ください。

サテライト化に伴う届出は、3月10日までの受付となります。必要な手続きや要件については介護事業者課までお問合せください。

◎介護予防通所介護の取り扱いについて

介護予防通所介護については、地域密着型サービスへの移行はありませんので、特に変更点はありません（定員数が18人以下の事業所は、4月1日以降『地域密着型通所介護』と『介護予防通所介護』の指定を受けていることとなります）。